

ご利用にあたって

- 1 「広島県統計年鑑」は、昭和29年から毎年作成されており、全分野にわたる基本的な統計資料を体系的に掲載しています。
- 2 統計資料の集録は、原則として令和5年又は令和5年度としています。
- 3 数字の単位未満は原則として四捨五入しており、総数と内訳が一致しない場合があります。
- 4 統計表の時間的区分は、特に注記のない限り、次のとおりです。
年・・・1月1日～12月31日
年度・・・4月1日～翌年3月31日
- 5 統計表の符号の用法は、次のとおりです。
0・・・単位未満
…・・・不祥、資料なし
—・・・該当数字なし
－・・・マイナス
x・・・統計法の秘密保護による秘匿数値

なお、統計表の欄頭又は行頭の符号は、その欄又は全体にかかる注記であり、個々の数値の頭に付記している符号は、その数字についての注記を示しています。それぞれの脚注を参照してください。

- 6 市郡又は市町村表章の統計表は、原則として調査時点の行政区画で表章しています。
- 7 集録した統計資料についての問い合わせ先
各表に記している資料出所機関又は広島県総務局統計課管理・普及グループ